

第5章 特定共同住宅等

第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

第5章 特定共同住宅等

第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

1 主な構成（第10-1図参照）

2 住戸用自動火災報知設備（省令40号第3条第3項第4号、19号告示第3関係）

(1) 警戒区域（省令40号第3条第3項第4号イ及びロ、19号告示第3第1号関係）

- ア 警戒区域の面積の算出
第4章第10自動火災報知設備第2(1)を準用する。
- イ 警戒区域の設定
第9共同住宅用自動火災報知設備第2(2)ウを準用する。

(2) 住戸用受信機（19号告示第3第5号関係）

- ア 主な構成例（第10-2図参照）
- イ 設置場所
(ア) 第4章第10自動火災

報知設備第3(1)エ（自立型を除く。）を準用する。

(イ) 19号告示第3第5号(2)の規定にかかわらず、床面積150㎡を超える住戸等及び共用部分に補助音響装置を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するような措置を講じた場合は、政令第32条の規定を適用して、共同住宅用受信機を設けることができる。（第10-3図参照）

- ウ 機器（19号告示第3第5号、省令第24条第2号イ及びロ関係）
第9共同住宅用自動火災報知設備第3(3)を準用する。
- エ 常用電源（19号告示第3第6号関係）
第9共同住宅用自動火災報知設備第3(4)（イを除く。）を準用する。

(3) 感知器（省令40号第3条第3項第4号ハ、19号告示第3第2号関係）

第9共同住宅用自動火災報知設備第5（(2)を除く。）を準用する。

(4) 中継器（19号告示第3第3号関係）

第9共同住宅用自動火災報知設備第6（(4)及び(5)を除く。）を準用する。

(5) 音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）（19号告示第3第7号関係）

- ア 住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3第7号(3)に適合する場合、当該住戸等及び共用部分に設ける音声警報装置に該当するものとして差し支えない。
- イ 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設ける。
- ウ 19号告示第3第7号(2)ただし書きに規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が150㎡を超える住戸等及び共用部分をいう。
したがって、当該部分には、補助音響装置の設置を要する。●
- エ 音声警報音のメッセージは、次の文例又はこれに準ずるものとする。●
「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）
- オ 音声警報装置の機能は、第10-4図の例による。
- カ 19号告示第3第7号(4)に規定する「音声警報を発する区域」は、第10-1表の区分による。

第10-1表

火災発生場所	音声警報を発する区域	音声警報装置
住戸等	当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合） 戸外表示器
共用部分	当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合）

(6) 音響警報装置（19号告示第3第8号関係）

第5章 特定共同住宅等

第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

- ア 音響警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設ける。
- イ 音響警報音のシグナルは、非常警報設備基準告示第4第3号(2)によるほか、次の文例又はこれに準ずる。
第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）
+
第2シグナル（ビューツ、ビューツ、ビューツ（スィープ音））
（以降繰り返し。ただし、住戸用受信機に予備電源を設置した場合は、10分間以上の繰り返し。）

(7) 配線（19号告示第3第4号、省令第24第1号（チを除く。）及び第5号の2ハ関係）

- ア 電線の種類
第4章第10自動火災報知設備第9(1)を準用する。
 - イ 電源から住戸用受信機までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、次による。（第10-5図参照）
 - (ア) 電源から住戸用受信機までの配線
耐火配線を使用すること。▲
 - (イ) 住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線
耐熱配線を使用すること。
- (8) 戸外表示器（19号告示第3第9号、20号告示関係）
第9共同住宅用自動火災報知設備第9を準用する。

3 共同住宅用非常警報設備（省令40号第3条第3項第4号ホ及びへ、19号告示第4関係）

(1) 主な構成（第10-6図）

(2) 設置場所

省令40号第3条第3項第4号ホに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に開放されている部分から5m以上離れた部分をいう。

(3) 機器

- ア 共同住宅用非常警報設備は、非常警報基準告示に適合するもの又は認定品とする。●
- イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。
 - (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - (イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - (ウ) 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

(4) 起動装置（19号告示第4第2号関係）

- ア 操作上支障となる障害物がない箇所に設ける。
- イ 19号告示第4第2号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること。」とは、階段から5m以内の廊下又は踊場等に設けることをいう。
- ウ 階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設ける。（第10-7図参照）

(5) 音響装置（19号告示第4第1号関係）

- ア 音響効果を妨げる障害物がある場所には設けてはならない。
- イ 障害を受けるおそれのある場所には設けてはならない。
- ウ 19号告示第4第1号(3)に規定する「廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離25m以下となるように設けること。」とは、住戸等の部分まで包含することは要しない。（第10-8図参照）
- エ 階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設ける。

(6) 表示灯（19号告示第4第2号、省令第25条の2第2項第2号の2ニ関係）

第4章第14非常警報設備1(6)を準用する。

(7) 操作部（19号告示第4第3号関係）

- ア 第4章第14非常警報設備1(7)（ア(ア)を除く。）を準用する。

第5章 特定共同住宅等

第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

イ 19 号告示第 4 第 3 号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること」は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 9(1)を準用する。

(8) 非常電源、配線等（第 19 号告示第 4 第 4 号及び第 5 号、省令第 25 条の 2 第 2 項第 4 号及び第 5 号関係）第 4 章第 14 非常警報設備 1(9)を準用する。

4 政令第 21 条に規定する自動火災報知設備による代替設置

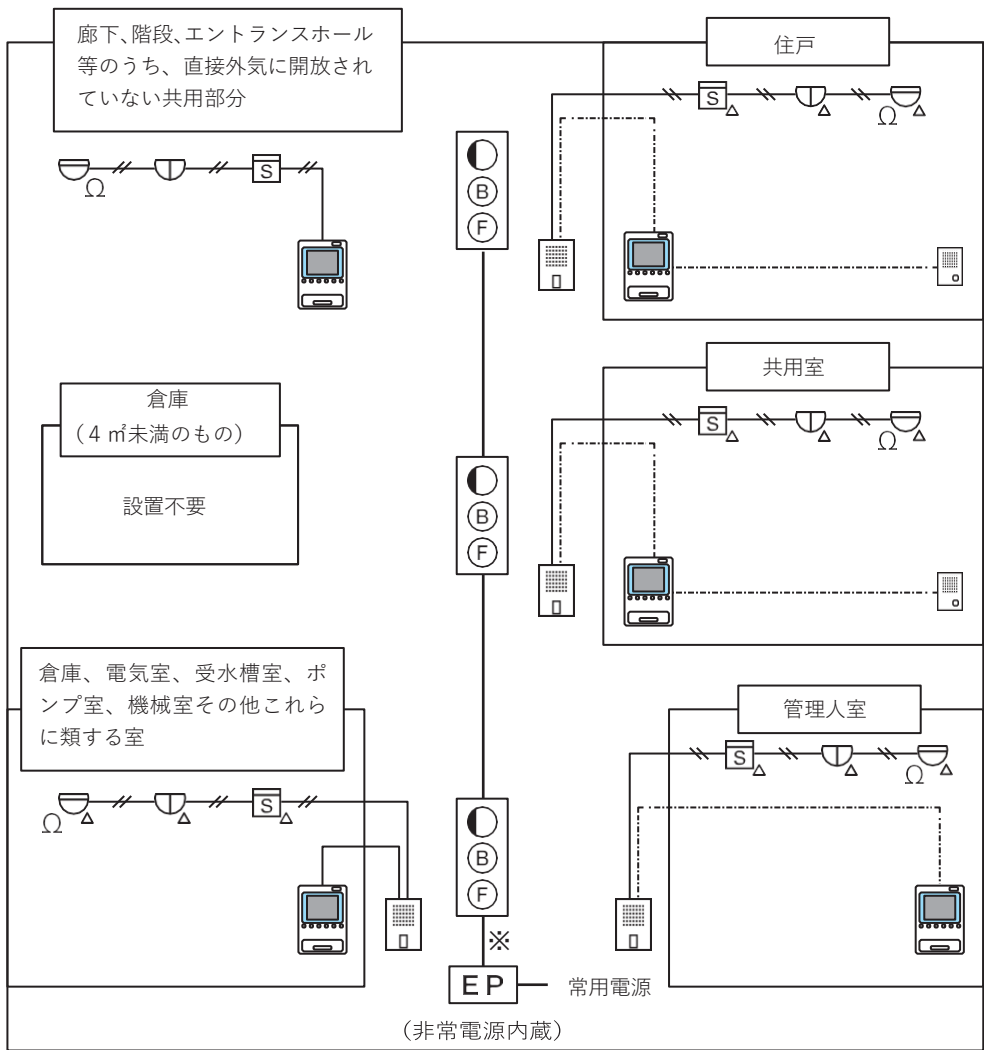
自動火災報知設備を、次の(1)及び(2)に適合するように設けた場合は、政令第 32 条の規定を適用して、共用部分及び住戸以外の住戸等の住戸用受信機並びに共同住宅用非常警報を設けないことができる。

- (1) 住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び住戸以外の住戸等に設ける感知器について、防災センター等に政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続した場合
- (2) 直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に、政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置及び表示灯を 19 号告示第 4 の規定に準じて設置した場合

5 特定共同住宅等に住戸利用施設が入居する場合

- (1) 省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号二に規定する「自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。」とは、第 9 共同住宅用自動火災報知設備第 11(1)を準用する。
- (2) 住戸利用施設の居室には、省令第 23 条第 4 項第 1 号二に掲げる場所を除き、煙感知器を設置すること。▲

第5章 特定共同住宅等
第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備



凡例

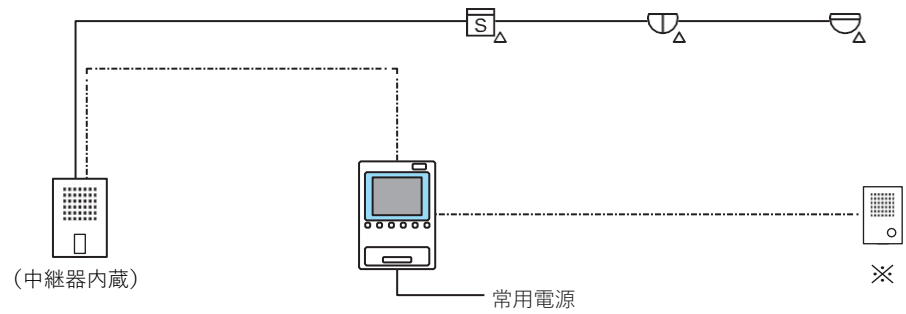
	住戸用受信機		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	戸外表示器 (中継器内蔵)		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	補助音響装置		終端抵抗
	差動式スポット型感知器		起動装置
	定温式スポット型感知器 (防水型)		音響装置
	光電式スポット型感知器		表示灯
	差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)		操作部

備考：表示灯、警報装置（※）は、各 15 個以下

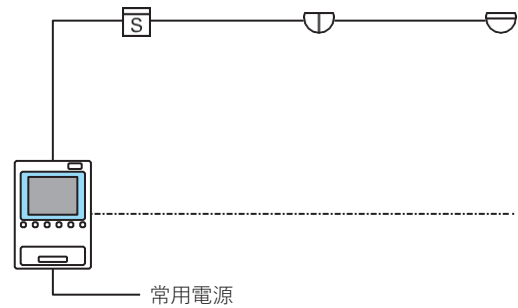
第 10 - 1 図

第5章 特定共同住宅等
第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

(住戸等に設ける場合) ○中継器を内蔵した戸外表示器の場合



(共用部分に設ける場合)



凡例

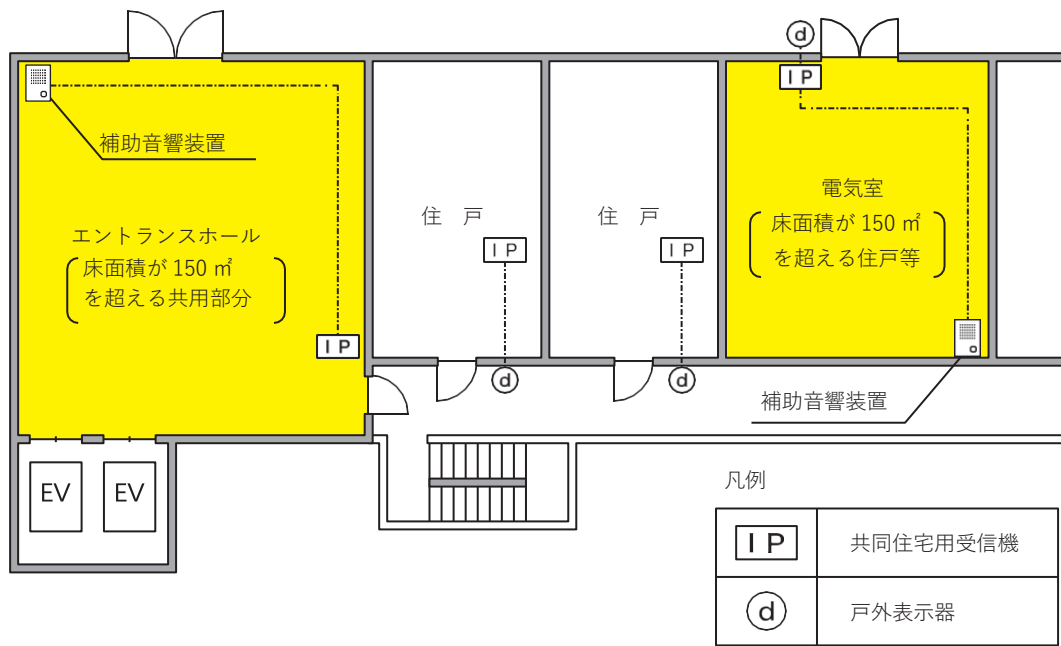
	共同住宅用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

備考：補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける

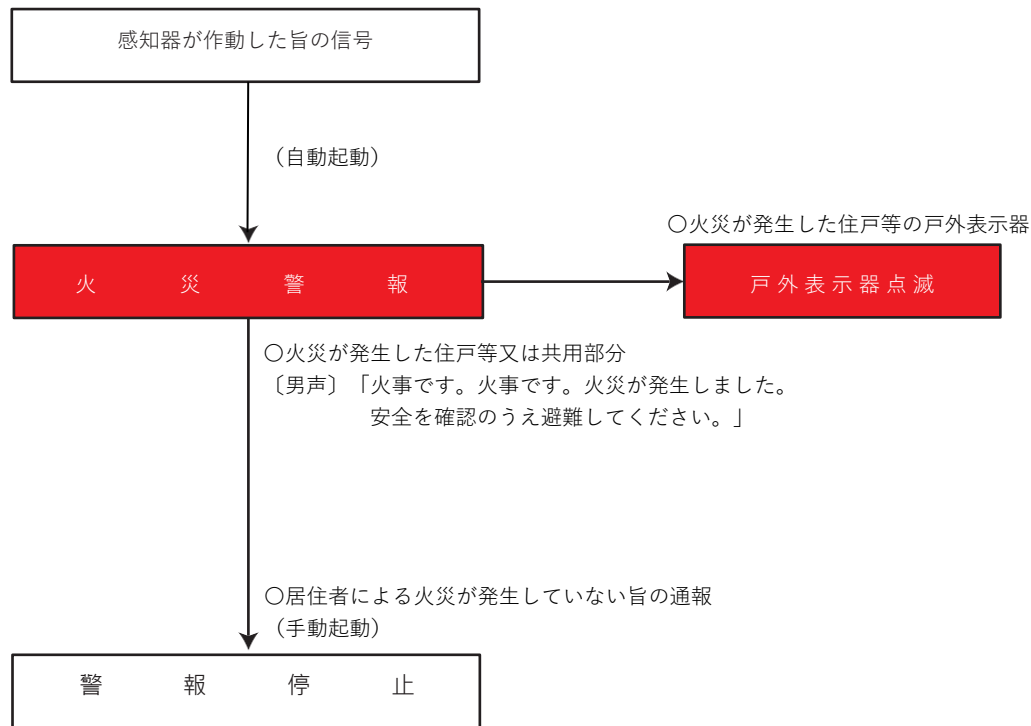
第10 - 2 図

第5章 特定共同住宅等

第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

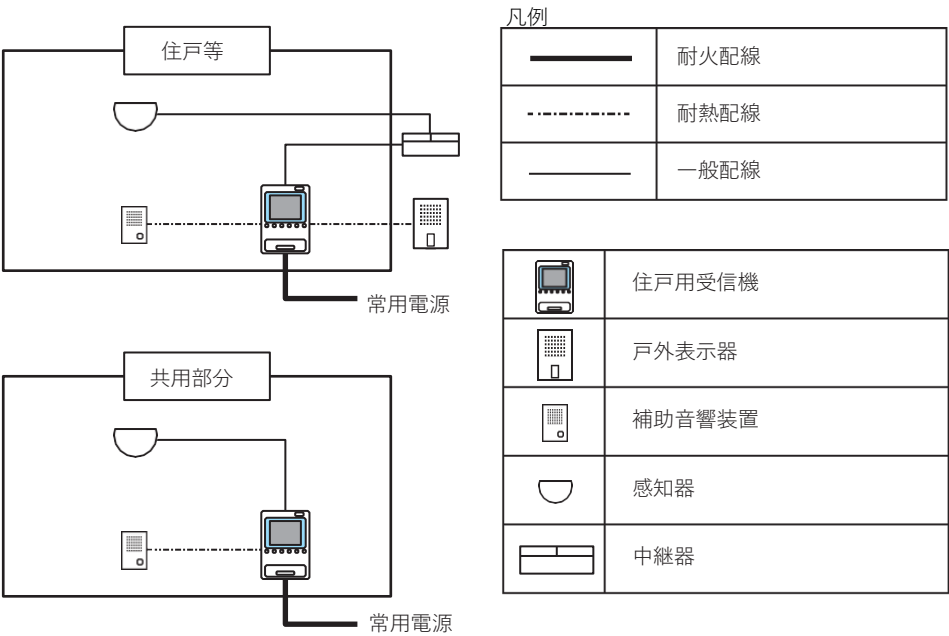


第10 - 3 図

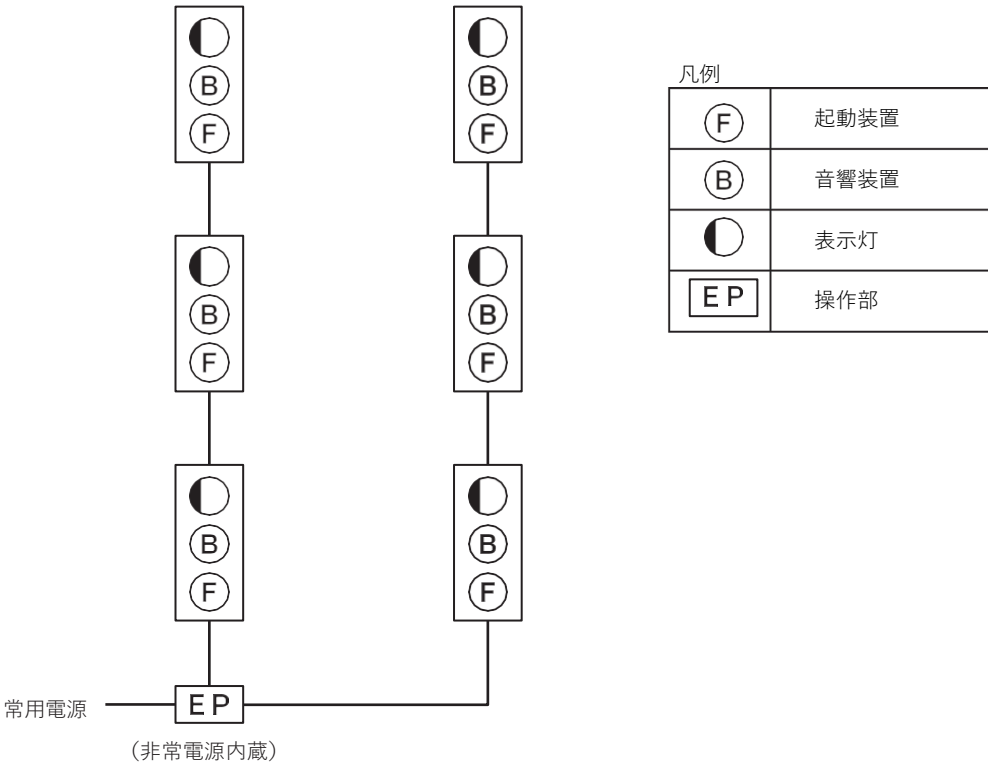


第10 - 4 図

第5章 特定共同住宅等
第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備



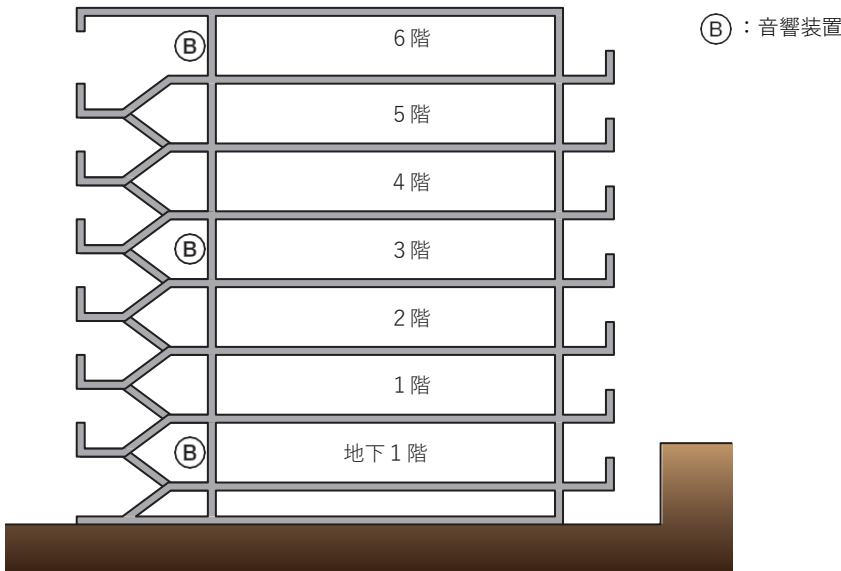
第10 - 5 図



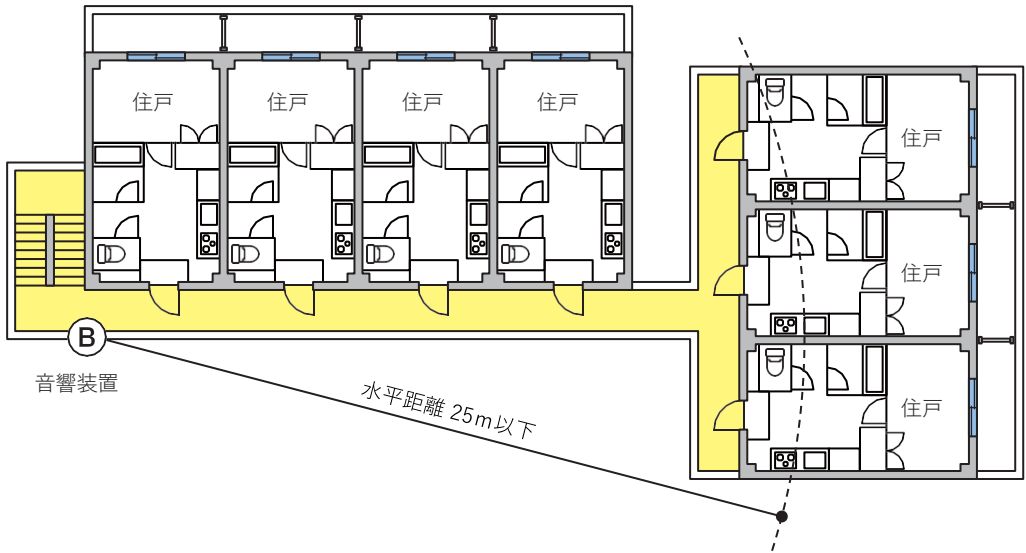
第10 - 6 図

第5章 特定共同住宅等

第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備



第10 - 7 図



第10 - 8 図